

アメリカにおけるソーシャルワーカーの現状

川 尻 良 夫
(厚生省保健医療局企画課)

目 次

はじめに

1. 概 観

- (1) ソーシャルワーカーの分類
- (2) ソーシャルワーカーに関する制度の概観

2. ソーシャルワーカーの養成

- (1) CSWEについて
- (2) CSWEによる認定システム
- (3) 養成機関の現状
- (4) 今後の動向

3. ソーシャルワーカーに関する資格法制

- (1) 各州の資格立法
- (2) メリーランド州の場合

4. ソーシャルワーカーの地位

- (1) 従事分野
- (2) 報 酬

5. 第三者払い問題

- (1) Vendorship Law
- (2) 各州の法制
(メリーランド州の例を中心に)

おわりに

はじめに

現在、福祉関係3審議会（中央社会福祉審議会、中央児童福祉審議会及び身体障害者福祉審議会）の合同企画分科会では福祉制度全般の見直し作業が行われているが、その中でも急ピッチで進められたのが、福祉関係者の資格制度に関する検討作業である。去る3月23日には「福祉関係者の資格制度について」と題する同分科会の意見具申が行われ、これを受けて第108国会に提出された「社会福祉士及び介護士福祉法案」が5月21日成立し、同月26日法律第30号として公付された。

この動きに関連し、私は今年の3月初め、「社会福祉士」の資格制度に関する先進国のひとつであるアメリカを訪ね、そのソーシャルワーカーの現状の一端に接することができた。以下、アメリカにおけるソーシャルワーカーの現状を紹介することとするが、本論に入る前に、次の3点を予め了解しておいていただきたい。

第一に、アメリカでいわれる「ソーシャルワーカー (Social Worker) とは、我が国で考えられている社会福祉士よりは相当広範な領域をカバーするものであること。例えば、メディカル・ソーシャルワーカーという資格ないし専門分野は認識されておらず、ただソーシャルワーカーが病院等に勤務していれば、機能的にメディカルな要素が必然的に多く要求されることから、「メディカル・ソーシャルワーカー」と呼ばれることがあるというに過ぎない。

第二に、アメリカにおける資格制度は全

て州レベルのものであり、連邦レベルのものではないこと。したがって、ここで紹介する各種の制度もあくまでいくつかの例に過ぎず、これをもって全米的にそうであると判断することは危険である。また、統計にもいろいろと不備のあることはやむをえないところであろう。

第三に、民間機関等の果たしている役割の大きさである。日本では制度を創る主体は原則として政府であり、民間団体はそれに対して意見を述べたりするに過ぎない。アメリカでは、細かな制度内容に連邦政府が関与することは避けられ、どうしても全国レベルで統一的な基準を示すことが必要となった場合でも、全連邦レベルの各種民間団体（といっても、…委員会といった形のいわば準公的団体であることも少なくないが）が、目安を示すという形式で対処していくことが多いのである。

1 概観

(1) ソーシャルワーカーの分類

先ほど述べたように、アメリカでは対象領域の差によるソーシャルワーカーの区分はない。例えば、NASW (National Association of Social Workers) が刊行している「ソーシャルワーク百科事典 (Encyclopedia of Social Work)」中でも「medical social work」と言う項目はなく、「hospital social work」という項目の中でその内容が触れられているだけである。もっとも、このことは、アメリカに

においてメディカル・ソーシャルワークが軽視されていることを示しているわけではなく、ソーシャルワーカーの団体としては全米病院ソーシャルワーカー協会が最初に結成（1918年）されていることや、NASWがソーシャルワーカー関係7団体の大同団結によって設立された時にもメディカル分野の者が中心的役割を果たしたこと等を見れば、アメリカにおいてはソーシャルワークという言葉自体がかなり保健医療的色彩を持っているようである。

ソーシャルワーカーを分類するとすれば、養成レベルによる次の3ないし4分類となる。

- ① Baccalaureate Social Worker (BSW, 学士ソーシャルワーカー)
- ② Master Social Worker (MSW, 修士ソーシャルワーカー)
- ③ Academy of Certified Social Worker (ACSW, 認定ソーシャルワーカー)
- ④ Doctoral Social Worker (博士ソーシャルワーカー)

(注) かつてはCSWE (Council on Social Work Education ソーシャルワーク教育委員会) が認定するスクール・オブ・ソーシャルワークは大学院レベル (②) に限られていたが、需要の拡大等に伴い、1974年7月からは大学レベル (①) についてもCSWEが認定を行うようになっていく。次に、ACSW (③) は、MSWとなった後2年間の実務経験を経、かつ試験に合格することが要求されているものであり、政府機関や各種施設等に勤務

するのでなく、ソーシャルワーカーが独立して営業しようとする場合に大きな意味を持ってくる資格である (後述)。また、最後の博士ソーシャルワーカー (④) は、教育にたずさわろうとする場合に意味を持つだけであり、資格としては認識されていない。

(2) ソーシャルワーカーに関する制度の概観

図1は、ソーシャルワーカーに関する資格制度を中心としたシステムを概観したものである。(注1)

- ① まず、養成過程としてのスクール・オブ・ソーシャルワークは、CSWEが各大学からの申請に基づき学部単位で認定する (認定の有効期限があり、7年ごとに更新が必要となる)。この認定が卒業生の資格取得に直結するほか、連邦政府からの補助金交付の要件ともなっているようである。現在CSWEが認定している学校数 (正確に言えば学部数) は、Master Degree (大学院レベル) で93校、Baccalaureate Degree (大学レベル) で348校となっている。
- ② このCSWE認定校の卒業生が、各州の法律に基づきソーシャルワーカーの資格を取得することになるが、資格の種類 (レベル) 及び取得要件は各州によってかなり異なっている (既に39州で立法済み)。多くの州では、学歴及び実務経験

等の差により3～4種類の資格を区分し、かつC S W E認定校の卒業のほか各州が実施する試験に合格することを必要とする免許制 (license) を採用しているが、登録制 (registration) を採用している州も少なくない。なお、各州の免許等の実施主体として各州ごとに委員会 (board) が置かれているが、実際に試験の問題作成・実施・判定等を行うことは、フィラデルフィアにある民間会社 Assessment System Incorporated に委託しているケースがほとんどである。資格取得の効果は既ね名称独占と考えてよいが、資格の有無やそのレベルは、就職等に当って当然考慮されることになる。

③全米にソーシャルワーカーは33万人余りいるが、その多くは連邦や州等の政府機関、病院をはじめとする各種施設あるいは民間機関等の下で働いている。この他、アメリカでは自らの事務所を持っている自営のソーシャルワーカーが約6,000人 (全体の約1.8%) いることが注目される。

④この自営ソーシャルワーカーの収入源としては、クライアントから受け取る報酬もあるが、各種 (医療) 保険から支払いを受けることができるかどうか、経営の安定化には大きな意味を持ってくる。メディケアの対象とすることは現在の財政事情下で無理としても、民間保険で、例えば mental health を給付対象としている場合に、医者 (doctor) のサービスには支払うのに、ソーシャルワーカー

のサービスには支払わないと取り扱うのは問題である。この問題を解決するのが Vendorship Law であり、民間保険会社にソーシャルワーカーに対しても医者同様の償還払い (reimbursement) を義務付ける趣旨のものである。現在15州が、資格法 (Reguration Law) の他にこの立法を行っている。

⑤N A S W (全米ソーシャルワーカー協会は1955年10月1日設立され、1956年1月1日に既存のソーシャルワーカー関係7団体を吸収統合することにより、ソーシャルワーカーの統一的組織となった団体である (現在の会員数約10万人)。C S W E がソーシャルワークの教育面を担当するのに対し、N A S W はその実践面 (practice) を担当している。

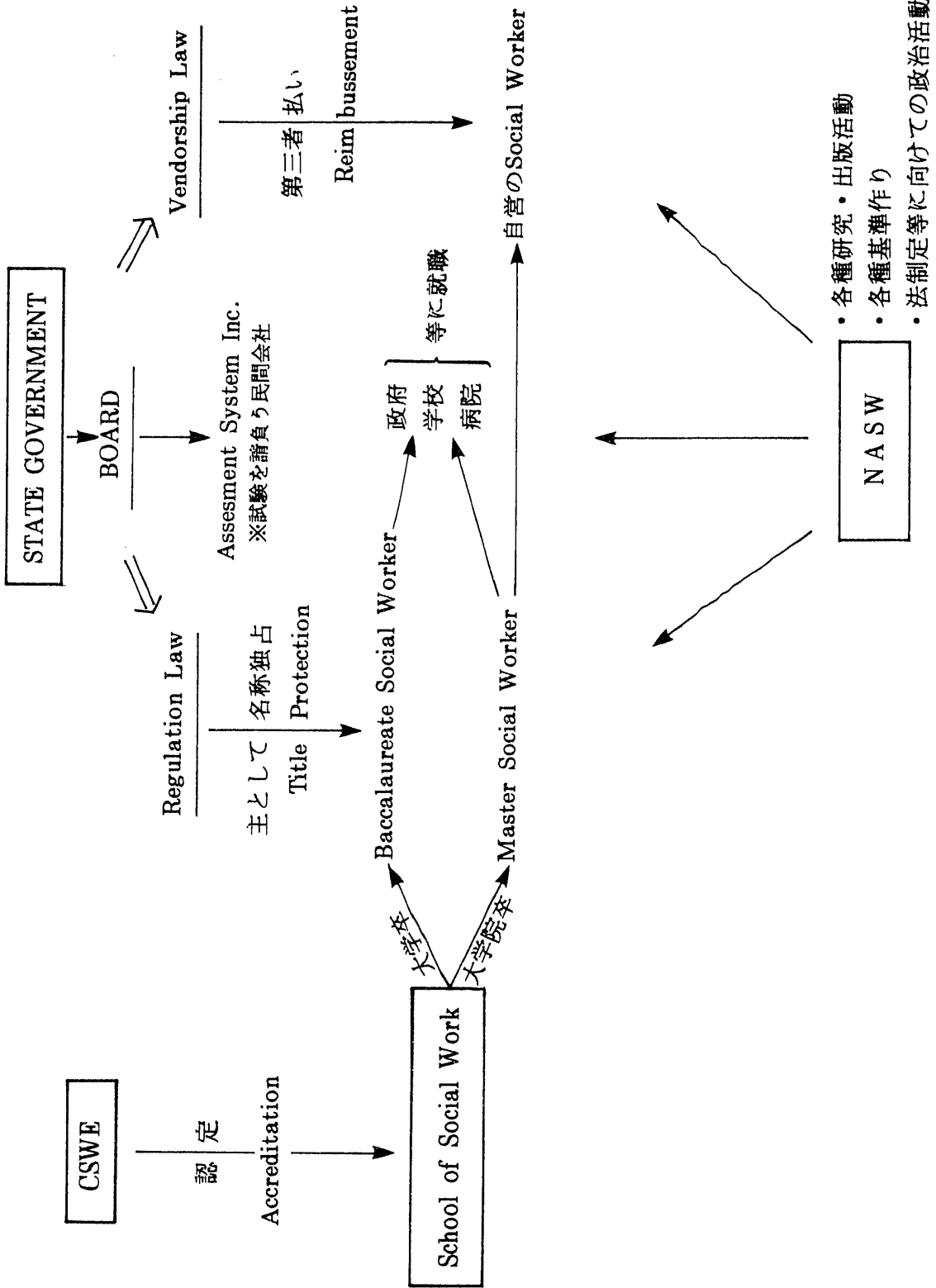
各州で資格が法制化される以前は、N A S W の会員かどうかはソーシャルワーカーの一種の資格として機能していた。N A S W は、各分野におけるソーシャルワークに関する基準等を提供し、ソーシャルワークのレベル向上とソーシャルワーカーの待遇改善に努めている。

N A S W の特徴は、その政治的色彩の強いことであり、各州の Reguration Law 制定や Vendorship Law 制定は、N A S W 及びその支部 (Chapter) の強力な政治活動 (ロビイング) によるものといわれている。

以上がアメリカにおけるソーシャルワーカーに関するシステムの概要であるが、次

からは各種項ごとに、データも含めて詳細に解説していこう。

図1 アメリカにおけるソーシャル・ワーカーに関するシステムの概観



2 ソーシャルワーカーの養成

(1) CSWEについて

CSWE (ソーシャルワーク教育委員会) は、ソーシャルワーカーの養成機関の認定等を統一的に行うため、1952年に設立された機関であり、連邦教育省 (Department of Education) とCOPA (Council On Postsecondary Association) の監督下に置かれている。CSWEの主な活動分野は、スクール・オブ・ソーシャルワークの認定と、教育カリキュラムの策定であり、それぞれ専門の委員会として Commission on Accreditation と Commission on Educational Planning がある。この委員会は年数回開催されるだけで、日常業務はワシントン市内に置かれた事務局が担当しているが、職員は全体で20名前後である。

(2) CSWEによる認定システム

認定 (accreditation) は学部単位で行われるが、①まず、認定を希望する大学が当該学部に関するself-studyを作成し、CSWEに提出 ②CSWEはその内容をチェックするとともに、各大学に調査チームを派遣してCSWEとしての報告書を作成 ③その報告書が各大学に送付されるとともに、認定委員会 (Commission on Accreditation) に送られ、④最終的には、年3~4回開催される認定委員会の有無を決定するというのがそのプロセスである (以上のプロセスに1年余りかかるとのことであった)。

なお、認定の有効期間は7年間であり、それ以降は認定を更新していく必要がある。

(注2)

認定料としては、調査チーム派遣手数料などの経費的なものに加え、当初認定時3,300ドル、更新時2,000ドルを納める必要がある。これがCSWEの主要財源となっている。もっとも、この認定料を大学が負担するとは限らず、例えば各州のソーシャルワーカー協会等が一部を補助していることも多いようである。

(3) 養成機関の現状

現在CSWEが認定しているのは、大学院レベルで93校、大学レベルで348校である (1986年4月現在)。その詳細なデータとなると、1985年の“Statistics on Social Work Education in the United States”によることとなるが、その主な内容を紹介しておこう。(注3)

CSWEの認定しているプログラムは、大学院レベル (Graduate only) が33校 (1,117教授)、大学院・大学共通 (Joint) が52校 (1,768教授)、大学レベル (Baccalaureate) が248校 (1,271教授)、合計333校 (4156教授) にのぼる。これらの学科の名称から見ると、大学院レベルは独立した School of Social Work となっているが、大学レベルでは社会学や社会福祉学などの学部がソーシャルワーカーの養成過程ともなっているケースが少なくない。(注4)

教授陣の構成としては、男女比率がちょうど半々、人種構成では少数民族が大学院

海外の動き

レベルで21.3%（うち黒人が13.3%）、大学レベルで27.2%（うち黒人が18.1%）と高い比率を示していることが注目される。また、その平均的なサラリーは、教授クラス（Professor）で年間42,266ドル、助教授クラス（Associate Professor）で33,353ドル、助手クラス（Assistant Professor）で27,000ドルとなっている（いずれも大学院レベル）。

次に学生数については、大学院レベルで

修士コースが21,999人、博士コースが1,430人、大学レベルで41,455人となっている。男女比率では、大学院（修士）レベルの80.0%、大学レベルの82.8%が女性である。学生の主な関心領域は、mental health, health, family services, child welfareの順であることがわかる（表1参照）。

最後に、以上の総括的なデータを紹介しておこう（表2及び表3）。

表1 大学院生の主要関心領域

Type of Concentration	学生数	割合(%)
Aging/Gerontological Social Work	486	4.8
Alcohol, Drug or Substance Abuse	209	2.0
Child Welfare	1,088	10.6
Community Planning	274	2.7
Corrections/Criminal Justice	239	2.3
Family Services	1,463	14.3
Group Services	117	1.1
Health	1,665	16.3
Industrial Social Work	192	1.9
Mental Health or Community Mental Health	2,316	22.6
Mental Retardation	126	1.2
Public Assistance/Public Welfare	155	1.5
Rehabilitation	83	0.8
School Social Work	343	3.4
Other Field of Practice or Social Problem	1,061	10.4
Combinations	412	4.0
Not Yet Determined	(5,291)	(—)
None (Methods Cocentration, Only)	(6,479)	(—)
計	21,999	100.0

出典：Handbook of Accreditation Standards and Procedures (CSWE, 1984年7月)

表2 大学院における教育の現状

	1981	1982	1983	1984	1985
学校数					
Master's Degree Programs	87	87	89	88	89
Doctoral Programs	43	44	47	47	47
教授					
合計	3,260	2,967	2,942	2,953	2,885
女性	48.1 %	47.1	46.3	47.1	48.1
少数民族	21.7 %	22.4	27.4	22.4	21.3
博士	46.5 %	50.1	51.9	51.9	55.2
Full-Time Professors	587	519	563	596	608
女性	27.2 %	25.5	24.9	25.5	27.6
少数民族	17.7 %	16.1	18.6	18.0	19.4
Full-Time Associate Professors	732	697	661	694	697
女性	41.2 %	40.8	41.2	40.7	43.5
少数民族	24.6 %	23.4	28.3	25.7	24.4
Full-Time Assistant Professors	617	529	486	479	440
女性	55.8 %	59.8	59.0	60.4	63.7
少数民族	29.8 %	30.8	35.1	32.5	32.3
常勤教授の平均報酬					
Professor	\$34,260	\$36,376	\$36,540	\$38,644	\$42,226
Associate Professor	\$27,282	28,961	29,400	30,897	33,353
Assistant Professor	\$21,924	23,243	24,093	25,575	27,000
学生数 (MASTER'S DEGREE PROGRAMS)					
Full-Time Students	16,552	15,131	14,265	14,275	14,055
女性	78.6 %	79.2	80.1	80.4	80.0
少数民族	17.3 %	16.8	16.3	16.2	15.6
Part-Time Students	5,761	6,174	7,225	7,294	7,944
志願者	26,349	20,786	20,789	19,880	20,317
合格率	66.7 %	70.5	70.2	70.4	67.4
進学	2,342	2,318	2,484	2,579	2,442
修士号取得	9,750	9,556	9,034	8,053	8,798
女性	74.8 %	78.6	81.0	78.9	81.2
少数民族	15.9 %	14.1	14.5	13.9	14.6
学生数 (DOCTORAL PROGRAMS)					
Full-Time Students	868	922	855	798	702
女性	57.7 %	57.0	60.7	61.2	62.1
少数民族	21.8 %	21.6	20.6	21.9	19.1
博士号取得	226	284	227	245	181
女性	54.9	56.3	56.4	60.4	63.0
少数民族	22.2	17.4	14.9	21.5	17.9
Part-Time Students	794	798	954	1,027	728

出典：表1に同じ

表3 大学における教育の現状

	1981	1982	1983	1984	1985
学生数					
Baccalaureate Only	253	269	308	288	297
Joint(Master's Degree Programs)	48	54	46	55	54
設置主体(Baccalaureate Only)					
公	52.4 %	54.0	49.1	51.9	51.8
私	47.6 %	46.0	50.9	48.1	48.2
教授数(Baccalaureate Only)	1,327	1,110	1,093	1,193	1,271
女性	51.2 %	50.2	52.1	54.1	55.1
少数民族	25.2 %	23.3	31.9	26.5	27.2
博士	28.8 %	31.1	35.2	32.5	33.4
学生					
Full-Time Degree Students	26,602	21,918	20,244	21,471	23,533
女性	84.6 %	85.0	85.5	83.9	82.8
少数民族	31.6 %	28.7	25.1	29.0	28.6
1・2年生	63.3 %	66.5	64.4	63.3	62.0
Part-Time Degree Students	3,107	3,046	2,794	2,908	3,078
Others Taking Social Work Courses	10,961	11,524	11,575	14,071	14,844
学位取得	8,342	7,802	6,870	6,392	6,347
女性	84.1 %	85.9	86.1	86.7	84.7
少数民族	27.4 %	24.0	25.1	26.9	24.7

出典：表1に同じ

(4) 今後の動向

CSWEについては関係者の評判は必ずしも芳しくない。前会長がCSWEの資金を友人の会社に投資して100万ドルもの大損害を受けて以来、財政がひっばくしていることに加え、事務局スタッフにも経験者が少なくなり、レベルも低下していることが、その主な理由である。

一方で、ソーシャルワーカーの資格を得るにはCSWEの認定が必須で、しかもそのことが各政府からの補助金交付要件にもなっているという事情がある。このため、いわゆる圧力団体として、関係大学の学部長

の集まりである National Association of Deans of School of Social Work が組織され、CSWEの認定に影響を及ぼすようになっている。

3 ソーシャルワーカーに関する資格法制

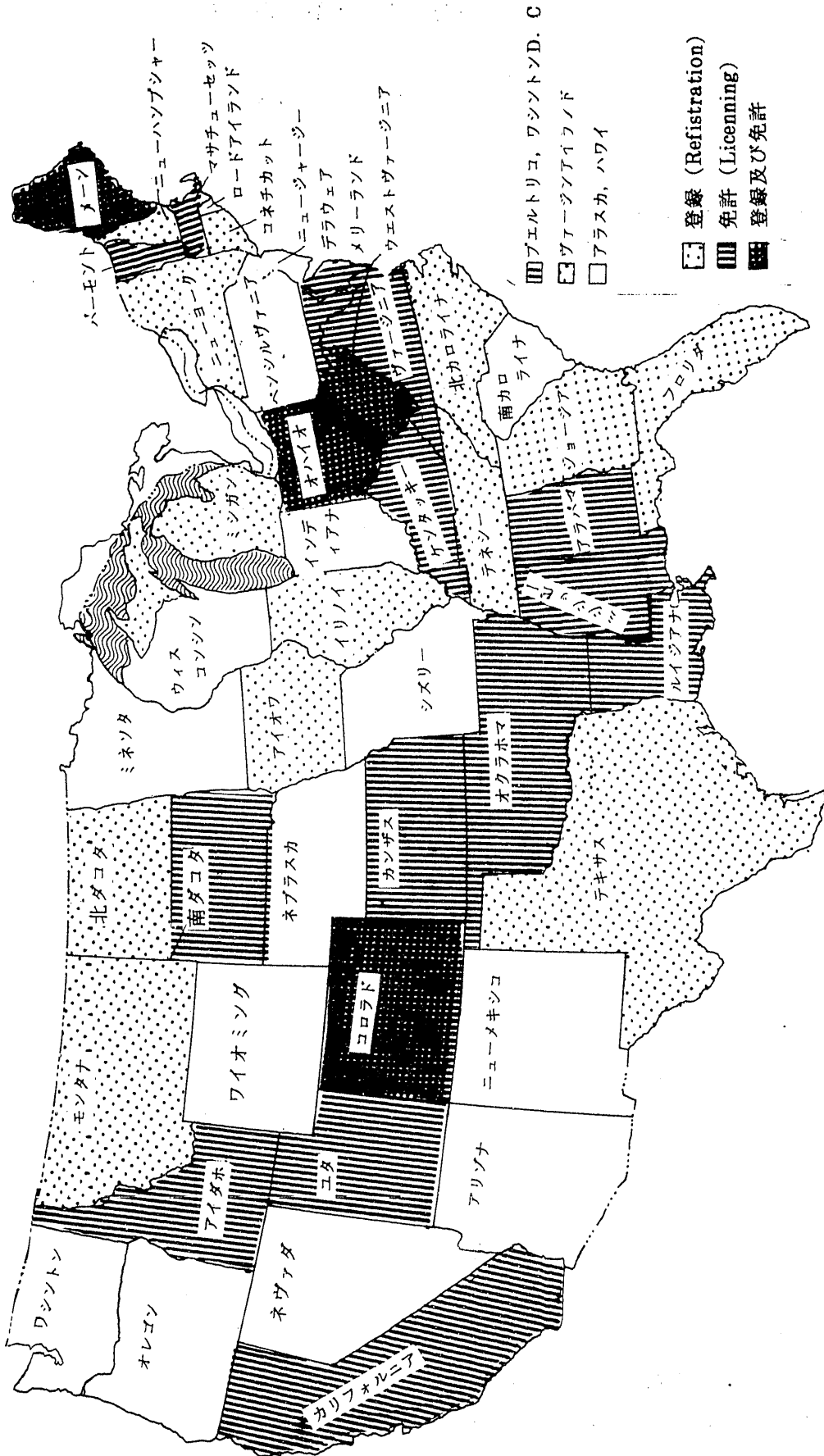
(1) 各州の資格立法

現在、ソーシャルワーカーに関する資格制度を立法しているのが図2及び表4～表6である。(注5)

これを見ると、免許 (license) 方式のも

図2 ソーシャルワーカーに関する資格法制のタイプ

Legal Regulation of Social Work in the U.S.A. 1985年7月



"State Comparison of Laws Regulating Social Work" (NASW, 1984年7月)

表4 各州の資格法制のタイプ及び実施機関等

州	制度 創設	修正	登録(R) 免許(L)	実施機関	州政府における位置付け	委員数 計 カウンセラー カウンセラー
1. プエルトリコ	1934	1940	L	Board of Examiners of Social Workers	Independent Board	7
2. カルフォルニア	1945	1971	R	Board of Behavioral Science Examiners	Department of Consumer Affairs	11
	1968	1973	L			2
3. ロードアイランド	1961		R	Board of Registration of Social Workers	Department of Social Welfare	5
4. オクラホマ	1965	1982	L	State Board of Licensed Social Workers	Independent Board	7
5. ニューヨーク	1965		R	State Board of Social Work	The State Education Department	4
6. ヴァージニア	1966	1975	L	Virginia Board of Social Worker Registration	Dept. of Health Regulatory Boards	10
7. イリノイ	1967		R	Social Workers Examining Committee	Dept. of Registrations & Education	5
8. 南カロライナ	1968		R	State Board of Social Worker Registration	Independent Board	7
9. メイン	1969	1978	R	State Board of Social Worker Registration	Dept. of Business Regulation	7
10. ミシガン	1972	1981	R	Board of Examiners of Social Work	Dept. of Licensing & Regulation	8
11. ルイジアナ	1972		L	State Bd of Bd Certified Social Work Examiners	Dept. of Health & Human Resources	7
12. ユタ	1972	1977	L	Board of Social Work Examiners	Department of Registration	9
13. カンサス	1974	1980	L	Behavioral Sciences Regulatory Board	Independent Board	6
14. ケンタッキー	1974	1976	L	State Board of Examiners of Social Work	Div. of Occup. & Prof., Dept. of Finance	5
15. アーカンソー	1975	1981	L	Social Work Licensing Board	Independent Board	5
16. 南ダコタ	1975		L	Board of Social Work Examiners	Independent Board	7
17. メリーランド	1975	1983	L	State Board of Social Worker Examiners	Dept. of Commerce & Consumer Affairs	7
18. コロラド	1976	1981	R/L	Board of Social Work Examiners	Dept. of Health & Mental Hygiene	5
19. アイダホ	1976		L	State Board of Social Worker Examiners	Dept. of Regulatory Agencies	4
20. デラウェア	1976		L	State Board of Social Worker Examiners	Dept. of Self-Governing Agencies	7
21. アラバマ	1977	1984	L	Alabama Board of Examiners in Social Work	Independent Board	5
22. オレゴン	1977	1979	R	State Board of Clinical Social Workers	Independent Board	5
23. マサチューセッツ	1977		L	Board of Registration of Social Workers	Dept. of Human Resources, Health Division	7
24. テネシー	1980		R	Board of Social Work Certification and Licensure	Independent Board	7
25. テキサス	1981	1983	R	Council for Social Work Certification	State Licensing Board for Healing Arts	4
26. フロリダ	1981		R	No Board	Texas Board of Human Resources	5
27. モンタナ	1983		R	State Board of Social Work Examiners	Department of Professional Regulation	9
28. 北ダコタ	1983		L	Board of Social Work Examiners	Independent Board	-
29. 北カロライナ	1983		R	Certification Board for Social Work	Independent Board	5
30. ニューハンプシャー	1983		R	Board of Examiners of Psychologists	Independent Board	4
31. ヴァージニアアイランド	1983		R	Board of Social Work Licensure	Independent Board	7
32. ジョージア	1984		R	Composite Bd of Professional Counselors, Social Workers and Marriage and Family Counselors	Independent Board	7
33. ウェスト・バージニア	1984		R/L	Board of Social Work Examiners	Independent Board	10
34. アイオワ	1984		R	Board of Social Work Examiners	Independent Board	3
35. オハイオ	1984		R/L	Board of Social Work Examiners	Department of Health	7
36. コネティカット	1985		L	Counselor and Social Worker Board	Independent Board	5
37. ワシントン・D・C	1986		L	No Board	Independent Board	11
38. ネブラスカ	1986		R/L	Board of Social Worker	Independent Board	4
39. ワターモント	1986		L	Board of Examiners in Social Work	Independent Board	3
				No Board	(Secretary of State)	

出典：図2に同じ

表5 各州法の基づく資格の種類

州	名 称	略 称	教育レベル	実務経験	雇用	試験	更新
アラバマ	Independent Practice		MSW	+ 2 年		有	2 年
	Certified Social Worker	LCSW	MSW	+ 2 年		有	
	Graduate Social Worker	LGSW	MSW		不要	有	
	Bachelor Social Worker	LBSW	BSW		不要	有	
アーカンソー	Licensed Certified Social Worker	LCSW	MSW	+ 2 年		有	2 年
	Licensed Master Social Worker	LMSW	MSW		不要	有	
	Licensed Social Worker	LSW	BSW			有	
カリフォルニア	Licensed Clinical Social Worker	LCSW	MSW	+ 2 年	不要	有	毎年
コロラド	Licensed Social Worker II	LSW II	MSW	+ 5 年		有	2 年
	Licensed Social Worker	LSW I	MSW	+ 2 年	不要	有	
	Registered Social Worker	RSW	MSW /BA	+ 2 年		無	
コネティカット	Certified Independent Social Worker	CISW	MSW	+3000時間		有	
デラウェア	Licensed Clinical Social Worker	LCSW	MSW	+ 2 年	不要	有	2 年
ワシントンD・C			MSW MSW BSW	+3000時間		有 有 有	
フロリダ	Clinical Social Worker	LCSW	MSW	+ 3 年	不要	有	2 年
ジョージア	Clinical Social Worker	LCSW	MSW	+ 3 年	不要	有	
	Master Social Worker	LMSW	MSW	+ 2 年	不要	有	
アイダホ	Independent Practice	-	MSW	+ 2 年		無	毎年
	Certified Social Worker	CSW	MSW		不要	有	
	Social Worker	SW	BSW			有	
イリノイ	Certified Social Worker	CSW	MSW		不要	有	2 年
	Social Worker	SW	BA	+ 2 年	必要	有	
アイオワ	Licensed Social Worker	LSW	MSW	+ 2 年	不要	有	毎年
カンサス	"Specialties"		MSW	+ 2 年		有	2 年
	Master Social Worker	MSW	MSW		必要	有	
	Baccalaureate Social Worker	BSW	BSW			有	
ケンタッキー	Independent Practice		MSW	+ 2 年		有	3 年
	Certified Social Worker	CSW	MSW		不要	有	
	Social Worker	SW	BSW			有	
ルイジアナ	Board Certified Social Worker	BCSW	MSW	+ 2 年	不要	有	毎年
メイン	Independent Practice		MSW	+ 2 年		有	2 年
	Certified Social Worker	CSW	MSW			有	
	Registered Social Worker	RSW	BSW		不要	有	
	Associate Social Worker	ASW	BA or 6 年	+ 2 年 6 年		有	

海外の動き

メリーランド	Independent Practice		MSW	+2年		有	2年
	Certified Social Worker	CSW	MSW	+2年		有	
	Graduate Social Worker	GSW	MSW		不要	有	
	Social Work Associate	SWA	BSW			有	
マサチューセッツ	Independent Clinical Social Worker	LICSW	MSW	+3年		有	
	Certified Social Worker	LCSW	MSW			有	
	Social Worker	LSW	BSW /BA	+2年	不要	有	
	Social Work Associate	LASW	AA/BA			有	
ミシガン	Certified Social Worker	CSW	MSW	+2年	不要	無	2年
	Social Worker	SW	MSW /BA	+2年	必要	無	
	Social Worker Technician	SWT	2年. BA or	1年	必要	無	
モンタナ	Licensed Social Worker	LSW	MSW	+2年	不要	有	2年
ネブラスカ	Certified Social Worker	CSW	MSW	+3000時間		有	
	Registered Social Worker	RSW	BSW /MSW			無	
ニューハンプシャー	Certified Clinical Social Worker	CCSW	MSW	+2年	不要	無	
ニューヨーク	Certified Social Worker	CSW	MSW		不要	有	2年
北カロライナ	Certified Social Worker	CSW	BSW		不要	有	2年
	Certified Master Social Worker	CMSW	MSW		不要	有	
	Certified Clinical Social Worker	CCSW	MSW	+2年	不要	有	
	Certified Social Work Manager	CSWM	BSW	+2年	不要	有	
北ダコタ	Licensed Social Worker	LSW	BSW		不要	有	2年
	Licensed Certified Social Worker	LCSW	MSW		不要	有	
	Independent Practice		MSW	+3年	不要	無	
オハイオ	Independent Social Worker	LISW	BSW	+2年	不要	有	2年
	Social Worker	LSW	BSW /MSW		不要	有	
	Social Work Assistant	RSWA	AA				
オクラホマ	Licensed Social Worker	LSW	MSW	+2年	不要	有	毎年
	Licensed Social Work Associate	LSWA	BSW	+2年	不要	有	
オレゴン	Registered Clinical Social Worker	RCSW	MSW	+2年	不要	無	毎年
プエルトリコ	Social Worker		BA /MSW	+2年	不要	無	
ロードアイランド	Registered Social Worker	RSW	MSW		不要	無	毎年
南カロライナ	Registered Social Worker	RSW	MSW		不要	無	毎年
南ダコタ	Independent Practice	CSW-PIP	MSW	+2年		有	2年
	Certified Social Worker	CSW	MSW			有	
	Social Worker	SW	BSW		不要	有	
	Social Work Associate	SWA	AA/BA			有	
テネシー	Independent Practice		MSW	+5年	不要	無	毎年
	Master Social Worker	MSW	MSW		不要	無	
テキサス	Private Practice		CSW			無	毎年
	Certified Social Worker	CSW	MSW		不要	有	
	Social Worker	SW	BSW			有	
	Social Work Associate	SWA	HS/BA			有	

ユタ	Independent Practice	-	MSW			有	毎年
	Certified Social Worker	CSW	MSW		不要	有	
	Social Service Worker	SSW	BSW			有	毎年
	Social Service Aide	SSA					
ヴァーモント	Certified Social Worker	CSW	MSW	+ 2 年		有	
ヴァージン アイランド	Social Work Associate	SWA	AA/BA		不要		
	Social Worker	SW	BSW / BA	+ 2 年	不要		
	Certified Social Worker	CSW	MSW		不要	無	
	Certified Independent Social Worker	CISW	MSW	+ 2 年	不要		2 年
ヴァージニア	Clinical Social Worker	CSW	MSW	+ 3 年	不要	有	
	Social Worker	SW	MSW	+ 3 年		有	2 年
西ヴァージニア	Certified Social Worker	LCSW	MSW	+ 2 年	不要	有	2 年
	Graduate Social Worker	LCSW	MSW				
	Social Worker	LSW	BSW				

出典：図2に同じ。

表7 ソーシャルワーカーの雇用状況（1984年，その2）

区 分	数	割合(%)
総 数	335,465	100.0
Wage and salary	329,465	98.2
Self-employed	6,000	1.8
Nursing and personal care facilities	5,096	1.5
Hospitals	36,260	11.0
Outpatient care facilities	21,818	6.6
Educational services	15,959	4.8
individual and family social services	33,964	10.3
Job training and vacational rehabilitation	6,860	2.0
Residential care	12,309	3.7
Social services N.E.C	255,270	7.7
Civil social and fraternal associations	9,205	2.8
Religious organizations	6,775	2.1
Federal government	4,569	1.4
State government	76,761	23.3
Local government	64,433	19.6

U.S. Department of Labor,
unpublished data.

出典：図3に同じ

表 6 各州の資格法の適用範囲、罰則等

州	適用範囲		手数料		罰金	罰則
	政府職員	政府機関職員	初度	更新		
アラバマ	適用除外	適用	Min \$ 50	Min \$ 25	None	None
アーカンソー	適用除外	適用	\$ 5.10	\$ 3.11	\$ 100 500	
カリフォルニア	適用除外	適用除外	\$ 10.50	\$ 2.50 \$ 20	"Class 3 Misdemeanor"	
コロラド	適用除外	適用除外	Max \$ 250	Max \$ 150	"Class A Misdemeanor"	
デラウェア	適用除外	適用	\$ 50	\$ 50	Miscemeanor 1st degree	
フロリダ	適用除外	適用	\$ 25	\$ 10	Misdemeanor	
ジョージア	適用	適用	\$ 10.50	\$ 10.50	"Misdemeanor"	And/or 6 month
アイダホ	適用	適用	Max \$ 30	Max \$ 50	\$ 50 \$ 500	
イリノイ	適用除外	適用除外	\$ 50	\$ 20	Misdemeanor	
アイオワ	適用除外	適用	Max \$ 50	Max \$ 50	\$ 50 \$ 500	And/or 90 day max Max 3 mos
カンサス	適用除外	適用	\$ 25	\$ 15	Max \$ 500	Not to exceed 6 mos
ケンタッキー	適用除外	適用	\$ 110	\$ 30	Misdemeanor	
ルイジアナ	適用除外	適用除外	Max \$ 150	Max \$ 15	"Class A Misdemeanor"	
メイン	適用除外	適用	Max \$ 100	Max \$ 20	Max \$ 200	Not to exceed bmos
メリーランド	適用除外	適用	Max \$ 75	Max \$ 50	Class B Misdemeanor	
マサチューセッツ	適用除外	適用	Max \$ 50	Max \$ 40	Misdemeanor	
ミシガン	適用除外	適用	\$ 3	\$ 1	& 100 \$ 500	
モンタナ	適用除外	適用	\$ 5	\$ 5	"Class C Misdemeanor"	
ニューハンプシャー	適用除外	適用	\$ 10	\$ 50	\$ 300 \$ 500 Subseq	And/or 1 year or Min 30 days
ニューヨーク	適用除外	適用	\$ 50	\$ 25	Min \$ 100	And/or 30 day max
北カロライナ	適用除外	適用	\$ 175	\$ 60	Max \$ 500	\$ 50 max line
北ダコタ	適用	適用			Misdemeanor	None
オハイオ	適用	適用			\$ 100 \$ 500	None
オクラホマ	適用	適用			\$ 50 \$ 500	
オレゴン	適用	適用			\$ 50 \$ 500	
プエルトリコ	適用	適用			\$ 50 \$ 500	
ロードアイランド	適用	適用			\$ 50 \$ 500	
南カロライナ	適用	適用			\$ 50 \$ 500	
南ダコタ	適用	適用			\$ 50 \$ 500	
ネブラスカ	適用	適用			\$ 50 \$ 500	
ネバダ	適用	適用			\$ 50 \$ 500	
ニュージャージー	適用	適用			\$ 50 \$ 500	
ヴァージニア	適用	適用			\$ 50 \$ 500	
ワシントン	適用	適用			\$ 50 \$ 500	
ウェストバージニア	適用	適用			\$ 50 \$ 500	

のが20州，登録（registration）方式ものが15州，両者併用方式（資格の種類によって免許又は登録とする）が4州である。資格は単一のケースよりも，学歴（BSW，MSWなど）に応じ3～4段階に区分しているケースが多い。また，永久資格というよりは，1～2年で更新を義務付けているケースが多い。

免許や登録の実施主体としては，専門の委員会（board）が設けられている場合がほとんどであるが，その位置付けとしては，州政府の部局に属している場合と独立した機関となっている場合が半々ぐらいである。ただ，最近の立法例としては，独立の機関と位置付けているケースが多い。なお，実際の試験を行うのは，多くの州で Assessment System Inc. という民間会社であることは，前述したとおりである。

資格法の効果としては，免許 → 業務独占，登録 → 名称独占 と考えられがちであるが，免許方式をとる場合も「ソーシャルワーカーとして……を行う」に当たって免許を必要としているケースが多いようであり，NASWの担当者のお話でも，概ね名称独占（title protection）であるとのことであった。もっとも，アメリカでは Social Worker ないし Social Work という言葉が我が国と違いはるかに定着しており，この言葉を使用せずにソーシャルワーク活動を行うことは困難であるという点で，事実上業務独占に近い意味を有しているようである。なお，州によっては組合（Union）とのからみもあり，連邦政府や州政府の職員などについては適用除外と

しているところもある。

違反した場合の制裁措置としては，罰金刑を定めている場合が多く，その最高額は500ドルである。拘禁刑を定める立法例は少数で，7州のみである。

(2) メリーランド州の場合

上記(1)の説明だけでは，余りに包括的で具体的なイメージがつかみにくいという向きも多いかもしれない。そこで一例として，メリーランド州の現状を詳しく紹介してみよう。（注6）

メリーランド州の資格法は“Maryland Social Worker Act”と呼ばれ，① Certified Social Worker (MSW)，② Graduate Social Worker (MSW)，③ Social Worker Associate (BSW) の3つのレベルの免許（license）を定めている。②および③は，CSEの認定する学校の卒業が州の実施する試験の受験の要件となる。また①については，MSWの資格取得後2年間の実務経験が受験資格として要求されている。

試験は，4月，7月，10月の年3回行われるが，実施は，Assessment System Inc. に委託されている。1986年の年間受験者は，それぞれ①181人，②400人，③317人で，合格者は ①119人，②314人，③243人，合格率は ①65.7%，②78.5%，③76.8% となっている。この合格者だけが，各レベルの免許を取得する。

免許申請の手数料は50ドルである。また，免許は2年ごとに更新しなければならないが，その手数料も50ドル（ただし③のみは

海外の動き

20ドル)である。

この制度の実施主体として、州政府保健精神衛生庁に State Board of Social Work Examiners が設けられている。

法律の効果としては、practice social work する以前に license が必要とされており、一見業務独占のようであるが、practice social work とは “engage professionally and for compensation in the following activities while representing oneself to be a social worker” と定義されていることから見ると、名称独占と考えた方が適当なようである。メリーランド州の担当者も title protection であると述べていた。なお、政府職員や学生については適用が除外されている。

罰則としては、500ドル以内の罰金又は90日以内の拘禁が定められている。

4 ソーシャルワーカーの地位

(1) 従事分野

ソーシャルワーカーがどのような分野に従事しているかに関する連邦レベルのデータは、余りいいものはないようである(注7)。

図3及び表7は、いずれも連邦労働省の1984年の統計であるが、これを見る限り、政府職員(連邦、州、地方の全てを含む)が43.5%と大きな割合を占め、次に health 関係の20.4%(うち11.0%が病院)、individual and family social service (いわゆる福祉サービスと見ていいだろう)の10.3%

の順となっている。

また、注目すべきは、自営のソーシャルワーカーが6000人(1.8%)いることである。(注8)

(2) 報酬

報酬については、ほとんどといっていいほどデータがない。第8表はNASWがとりまとめたものであるが、いちばん右がNASWで示している1985年の標準的サラリーである。

これによれば、BSWクラスで年間17,000ドル、MSWクラスで年間21,000ドル、ACSWクラスで年間25,000ドルとされており、高学歴の割には余りいい待遇といえない。NASWの担当者の話でも、概ね医者、心理学者、ソーシャルワーカー、看護婦の順ではないかということであったが、看護婦でも同様の学歴を持つ者と限って比較すれば、むしろソーシャルワーカーの方が低いのではなかろうか。

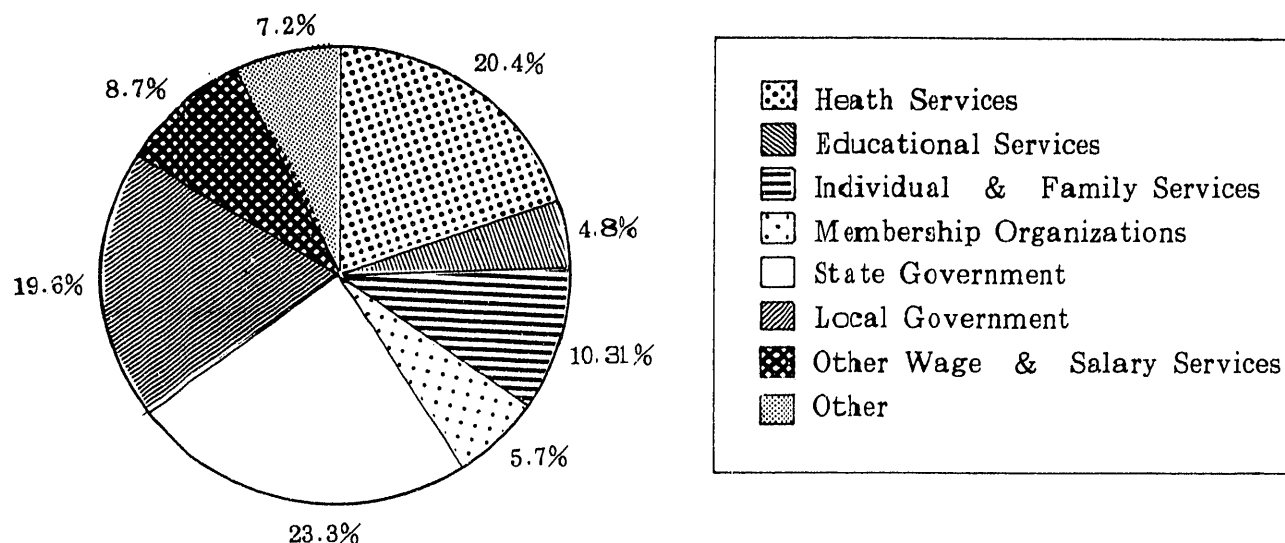
5 第三者払い問題

(1) Vendorship Law

アメリカには臨床ソーシャルワーカー(Clinical Social Worker)として、独立してクライアントにサービスを提供する者がいるが、その料金はクライアント1人1時間当たり40~50ドルというのが1つの目安である。

この料金は決して安いものではないので、

図3 ソーシャルワーカーの雇用状況(1984年)



(注) 連邦病院職員と自営ソーシャルワーカーを除く

Data from U.S. Department of Labor, Bureau of Labor Statistics, unpublished tables
出典: Encyclopedia of Social Work, 18th Edition (NASW, 1987年)

クライアントが全てを負担することになれば、ソーシャルワーカーの許へ行くことが敬遠されかねない。まして、医者や心理学者の所へ行くよりも不利だということになれば、なおさらであろう。

そこで、公的、私的を問わず保険がソーシャルワーカーのサービスに対して支払い (reimbursement) を行うかどうか大きな関心事となってくる。これが、第三者払い (third party payment) 問題である。

アメリカにおいても、健康保険にはいろいろのパラエティがあるが、たいてい50~500ドルの控除額 (deductible) を設け、それを上回る額の50~80%を給付するという形のものが多い。問題はその給付対象となるサービスであるが、ソーシャルワーカーに関していえば、①精神的な健康 (mental

or emotional health) もカバーされるか

②医者や心理学者のみでなく、ソーシャルワーカーによるサービスも対象となるか
③ソーシャルワーカーが対象となるとしても、どのような要件が必要となるか という3点が重要である。

①については、施策や契約の上でどう取扱っているかが基本であるが、最近いくつかの州で法律によってメンタル・ヘルスをカバーすることを要求するものも出てきている。

②についても基本的には契約の問題であるが、ソーシャルワーカーにも途を拓くものとして、2つの方式がある。一つは受取人選択方式 (freedom of choice) であり、

表8 ソーシャルワーカーの年間報酬

	NASW 1981 Standard		GS Sched. Fed. Govt. - Entry (1) 1985		CWLA Survey - Median(2) 1981 1985		FSA Survey - Median(3) 1981 1985		State Civ. Serv.(4) 1983 1985		1985 NASW Standard	
	Social Worker (BSW) 増加率 (1981-85)	15,220		15,922	17,824	16,300	17,000	12,831	14,786	14,772	15,968	17,000
Specialized Prof. (MSW) 増加率 (1981-85)	18,990		19,477	21,804	17,000	19,000	16,231	18,682	('83 - '85)	8.1	21,015	11.1%
Indep. Pract. (ACSW) 増加率 (1981-85)	21,980		28,245	31,619	21,600	25,000	20,468	24,696	('83 - '85)	6.1	25,000	10.5%
Advanced Professional 増加率 (1981-85)	26,600		39,689	44,360	36,300	45,700	29,583	37,333	-	-	40,000	13.7%
				11.9%		25.9%		26.2%				50%

SOURCES :

- (1) General Schedule, Federal Government - U.S. Office of Personnel Management, eff. January 1, 1985.
- (2) GS salaries (Step 1) for GS-7, 9, 12, & 14.
 Salary Study, 1985 - Child Welfare League of America, Inc.
 Pract. with some Graduate S.W. Training ; Pract. with S.W. Degree ; Supervisor of Practitioners ; Casework Director ; Executive Director. Median Salaries.
- (3) Salary Data : January 1, 1985 - Family Service America, Inc.
 Pract. with some Graduate Education ; Pract. with Graduate Education ; Supervisors ; Director of Professional Services ; Executive Director. Median, 1 / 1 / 79.
- (4) Pay Rates. International Personnel Management Association, as of August, 1983, adjusted to reflect CPI (1985). This assumption is a maximum possible increase.
 Social Caseworker and Case Work Supervisor.

出典 ; N A S W 資料

表9 Vendorship Provisions の現状

州	施行年月	免許の必要性	その他の要件
カリフォルニア	January 1977 Amended 1984	Licensed Clinical Social Worker	
フロリダ	October 1983	Licensed Clinical Social Worker	
カンザス	April 1982	Specialist Clinical Social Worker	
ルイジアナ	July 1977	Board Certified Social Worker	Must be Listed in a National Clinical Social Work Registry
メイン	January 1984	Certified Social Social Worker Clinical Social Worker (After 1/1/85)	
メリーランド	January 1978	Licensed Certified Social Worker	must be on approved vendor list
マサチューセッツ	March 1982	Independent Clinical Social Worker	
モンタナ	October 1985	Licensed Social Worker	
ニューハンプシャー	January 1984	Certified Clinical Social Worker	
ニューヨーク	January 1978	Certified Social Worker	Must have a "P" (Psychotherapy) endorsement which attests to 3 years of post-masters experience
オクラホマ	October 1982	Clinical Social Worker	
オレゴン	July 1981	Registered Clinical Social Worker	
テネシー	July 1985	Certified Master Social Worker	
ユタ	July 1978	Clinical Social Worker	
ヴァージニア	July 1979	Clinical Social Worker	

出典：2図に同じ

海外の動き

適用範囲	医師の指示等の必要性
Policies with mental health coverage must recognize LCSW as reimbursible providers	By licensed physician or surgeon
Coverage for LCWS must be offered to policyholders ; in-patient minimum 30 days ; outpatient max. \$ 1,000.00	
SCSW must be reimbursed for services within their scope of practice unless policy holder refuses such coverage in writing	
Policies with mental health coverage must reimburse BCSWs	Physicial consultation and collaboration
Policies with mental health coverage must reimburse CSWs	Not tequired unless a condition is diagnosed beyond the scope of WCW licensure.
Policies with mental health coverage must reimburse CSWs	
Policies with mental health coverage must reimburse CSWs	
Coverage for mental health benefits must reimburse CSW, with mandatory M.H. coverage for group health insurance policies	
Coverage for CCSW must be offered to policyholders (who have mental health benefits) in a separate & identifiable Premium	
Coverage for CSW must be offered to policy holders but is not mandated	
Policies with mental health coverage must reimburse CSWs	
Benefits to be paid whether service is given by physician, psychologist or clinical social worker	Physician or Psychologist
Coverage with mental benefits must cover CSW	
Coverage of mental health benefits must reimburse CSWs	
Coverage for CSW must be offered to policy holders but a special endorsement on the policy specifying CSW coverage is required	

契約内容のいかんにかかわらず、ソーシャルワーカーを含む適格なメンタルヘルス・サービスの供給者のうち誰からサービスを受けるかを、受取人が選択できるというものである。もう1つが Vendorship Law (「売り手法」とでもいうべきか) であり、ソーシャルワーカーにメンタルヘルス・サービスの適格な供給者として、保険からの償還払いを受ける資格を認めるというものである。

③は②と関連し「適格なメンタルヘルス・サービスの供給者」と認められるためには、自分でソーシャルワーカーを標榜すれば良いのではなく、社会的に認知された判断基準が必要である。その意味で、ソーシャルワーカーの資格法 (Regulation Law) は、Vendorship Law の前提となる。

なお、一般に、独立の臨床ソーシャルワーカーとなるには、単に福祉系大学や大学院を卒業した (即ちBSWやMSW) だけでは不十分と考えられており、各州の立法例でもMSWの資格取得後2年間程度の実務経験等を要求することが多い。NASWでは、資格立法の動きが本格化した1976年に臨床ソーシャルワーカーの登録制度を設けており、**Ⓐ** CSWE認定の大学院卒業 (MSW) **Ⓑ** MSWの資格取得後2年のフルタイムの実務経験又は24か月以内に3,000時間の、MSW以上の資格者の指導 (supervise) の下での (パートタイムの) 実務経験 **Ⓒ** 過去10年間に最低限2年又は3,000時間の実務経験の存在 **Ⓓ** ACSWの現メンバー又はそれと同等の (各州法による) 資格を持つことを要件としているが、現在約8,400人が登録

されている。(注9)

(2) 各州の法制

表9は、現在15州で立法されている Vendorship Law の概要をとりまとめたものである (注10)。これを見ても、Vendorship Law の対象者はソーシャルワーカー一般でなく、ACSWクラスの者であることがわかる。

これについても、メリーランド州の例をもう少し詳しく紹介すると・・・

メリーランド州の Vendorship Law は1978年保険法の一部改正の形で立法化されている。

それによれば、Certified Social Work (MSWプラス2年以上の実務経験を経て免許を取得した者) が最低2年間又は3000時間のスーパーバイズされた臨床ソーシャルワーカーの経験を有する者であり、しかも医者が当該CSWを指示 (refer) した場合には、全ての保険施策ないし保険会社は当該CSWのサービスについて償還払い (reimbursement) を行わなければならない旨定めている。なお、医者の指示は口頭でも良いとされている。

おわりに

ソーシャルワーカーの地位の確立について、NASWは大きな役割を果たして来た。資格立法にせよ、Vendorship Law にせよ、各州のソーシャルワーカー達が自発的に勝ち取っていったというより、NASWが示

海外の動き

す基準（注11）と戦略に基づき、その支部（Chapter、合衆国内のほかプエルトリコ、ヨーロッパ等含め55支部ある）が政治活動（lobbying）によって獲得してきた観が強いようである。しかし、私見によれば、州法により資格立法が行われ、施行されるということは、従来事実上の資格制度として機能してきたNASWの会員であることのメリットが薄れることにもつながるのではないか。この点CSWEが、スクール・オブ・ソーシャルワーク認定権限を独占しているがために、いくらスタッフ等の質の低下が批判されても組織が維持されているのとは対照的な側面がある。

NASWは、現在 Vendorship Law の制定に全力を挙げているほか、平和運動にも相当力を入れているようであるが、関係者の中では、これらの活動が余りに政治的であるという批判もあがっている。

レーガン大統領による大幅な福祉予算カットなど、福祉をめぐる環境が厳しくなっている中で、今後ソーシャルワーカーが、そしてNASWが、どのような活動を展開していくかが注目される。

最後になってしまったが、今回の調査に先立っていろいろと御指導いただいた明治学院大学の秋山智久教授、現地で調査に強力いただいた在米日本国大使館の皆川一等書記官及び田河調査員並びにインタビューに応じていただいたCSWE、APWA、NASW及びメリーランド州政府の関係者はじめ多くの方々に心から感謝の意を表し

て、私の拙い報告を終えることとしたい。

注

- (1) ここでは、ソーシャルワーカーの歴史的経緯については触れていない。この点に関しては、日本ソーシャルワーカー協会編「各国のソーシャルワーカー(1)」(1985年)中の金子論文にコンパクトにまとめられている。更に詳しくはNASW編“Encyclopedia of Social Work 18th Edition”の「CSWE」や「NASW」の項参照。
- (2) プロセスの詳細や認定要件等については、CSWE編“Handbook of Accreditation Standards and Procedures”(1984年7月改訂版)参照。
- (3) この統計は、原則1985年11月現在のものである。CAWEの影響力の低下を反映してか、各大学からの報告の提出率が低く(大学院レベル89校中85校、大学レベル351校中300校が報告)、データとして不完全であることに注意されたい。
- (4) 詳しくは、“Colleges and Universities with Social Work Degree Programs”(1986年7月)参照。
- (5) いずれも、NASW編“State Comparison of Laws Regulating Social Work”(1984年7月)より。なお、若干新しいデータを付加して修正しているが、追加部分については情報不十分のため、多少の空欄があることは御了解いただきたい。
- (6) 詳しくは、メリーランド州保健精神衛生庁“Health Occupation Article, Title 18—Annotated Code of Maryland”参照。
- (7) NASWは1985年に雇用されているソーシャルワーカーについての全国調査を行っており、その報告書が近々刊行される予定であるので、貴重なデータとなろう。
- (8) 自営業者の団体として、Federation of Clinical Social Workers があり、NASWとは独自の活動を行っている。

(9) 以上, N A S W編 “Professional Social Work
Recognition—Vendorship Report ” (1985年 1
月) 参照。

(10) N A S W編 “State Comparison of Laws

Regurating Social Work ” (1984年 7月) より。

(11) 例えば, “Standards for the Regulation of
Social Work Practice ” (1976年10月) ほか。